

入 札 説 明 書

条件付一般競争入札については、入札公告、入札の心得、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札参加の申込み書類等の提出について

(1) 提出書類について

本件入札の参加希望者は、入札公告に定める入札参加資格を有することを証明するため、次の各号に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を持参により提出すること。

なお、原則として提出書類の差し替えは認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 同種工事の施工実績調書（様式第2号）

ウ 配置予定技術者重複申請状況調書（様式第3 - 1号）

エ 配置予定技術者等の資格・工事経験調書（様式第3号）

オ 建設業許可通知書の写し

カ 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し

キ 誓約書（暴力団関係者排除に関するもの。指定書式）

(2) 提出書類の作成について

提出書類は、次のとおり作成すること。

ア 入札公告日、工事名を確認の上、様式第1号に記載すること。

イ 入札参加資格に係る同種工事の施工実績を様式第2号に記載し、同種工事の内容及び完成が確認できる書類（請負契約書の写し（契約変更がある場合、変更契約書の写しも提出。）または工事履行証明書（写し可） 竣工時工事カルテ受領書の写しの2点）を添付すること。

なお、同種工事の施工実績は、申請者が本店であれば本店の実績、支店等であれば支店等の実績とする。

ウ 入札参加資格に係る配置予定技術者の資格及び同種工事（入札公告2の（8）に記載する同種工事を準用する。ただし、本様式第3号に係る同種工事とは民間工事实績を含む。但し、建築一式工事に限る。）の従事経験を様式第3号に記載すること。この場合においては配置予定技術者として複数の技術者を記載することができる。ただし、糸島市の他の公告案件において申請中の技術者で申請する場合又は複数の技術者で申請する場合は、配置予定技術者重複申請状況調書を提出すること。

なお、配置予定技術者には、入札参加資格確認申請の日前に3か月以上の雇用期間が必要。また、建設業法第7条第2号の規定に基づく営業所の専任技術者は、建設業法第26条第3項に基づく工事現場ごとの専任の主任技術者又は監理技術者となれないので十分注意すること。

添付書類は、技術検定合格証明書又は監理技術者資格者証、健康保険被保険者証の写し2点を提出すること。

エ 建設業許可通知書の写し

建設業法第3条の規定に基づく建設業許可通知書の写しを提出すること。

オ 総合評定値通知書の写し

本入札への参加申請時点において最新分の総合評定値通知書の写しを提出すること。

カ 市税の、現に滞納がないことの証明書（法人及び代表者）の写し

糸島市に納税義務を有する者のみ提出。

証明書の有効期間は、入札公告日より３か月前までとする。なお、糸島市では、市民課にて証明書を発行しているが、本人以外が請求する場合は委任状が必要となる。

キ 入札書

入札書に記載する日付は入札公告に定めた入札日とする。また、入札書には必ず代表者（委任先の場合は受任者）印を押印すること。ただし、代理人が提出する場合、代理人印が必要となる。

代理人が提出する場合、委任状が必要となるので注意すること。

ク その他

申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

提出書類は入札参加資格審査の結果に関わらず、返却しない。

原則として提出後の書類の差し替えは認めない。

（３）書類の提出方法について

入札公告に定める提出期限までに持参すること。

ア 提出先

糸島市役所 管財契約課窓口

イ 提出方法

「ア 提出先」まで持参すること。（郵送又は電信での提出は不可）

差出控えについては、開札まで各自で保管すること。

ウ 提出期限

提出期限とは、糸島市役所管財契約課へ持参する期限とし、入札公告に定められた日時を過ぎて提出された場合は無効となる。

２ 仕様書等の閲覧及び貸出等について

（１）仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）は、入札公告に定められた期間に糸島市役所管財契約課窓口で閲覧できる。

（２）仕様書等は、入札公告に定められた期間に糸島市役所管財契約課窓口にて貸し出す。仕様書等が必要な者は、貸出期間中、糸島市役所管財契約課契約検査係へ電話連絡し、予約すること。

なお、入札公告に仕様書等は配付する等定めた場合は、その方法により入手するものとする。

入札参加者は仕様書等を必ず借りること。（配付等の場合は受領）

３ 仕様書等に関する質問について

（１）仕様書等に関して質問がある場合は、入札公告に定める期限までに仕様書等に添付された指定の質疑書を提出すること。

（２）質疑書は、糸島市役所管財契約課契約検査係へＦＡＸにより提出すること。その他の提出は無効とする。

（３）質問に対する回答書は、質問者へＦＡＸで送付するとともに、糸島市役所管財契約課窓口でも閲覧できる。

４ 入札参加資格確認結果の通知について

(1) 提出された書類の審査後、入札参加資格の有無について通知する。

F A Xで通知するので、糸島市役所管財契約課窓口まで受け取りに来ること。

(2) 入札参加資格がないと認めた理由について説明を希望する場合は、入札公告に定める期限までに糸島市役所管財契約課契約検査係へF A Xにより提出すること。その他の提出は無効とする。

(3) 説明を請求した者に対する回答書は、請求者へF A Xで送付する。

5 入札書の提出について

入札公告に定める日時に持参すること。

入札を辞退する場合は、入札書を提出する前に申し出ること。

6 工事内訳書の提出について

入札参加者は、入札場所において工事費内訳書を提出すること。様式については仕様書の工事費内訳書を原則とするが、独自の様式でもかまわない。

7 入札の中止について

入札参加有資格者が1 者の場合、又は入札当日参加者が1 者の場合は入札を中止する。

8 開札について

(1) 入札終了後、入札場所にて行う。

(2) 開札の結果、同一価格による入札があった場合はくじによって落札者を決定する。この場合において、その者にくじを引かせるものとする。

9 落札者の決定について

予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

10 入札結果及び入札参加有資格者の公表について

入札結果及び入札参加有資格者の公表については、入札終了後又は契約締結後、糸島市役所情報公開コーナー及び糸島市役所管財契約課窓口等にて公表する。

11 各種様式について

入札書等の各種様式及び記入例は、糸島市公式ホームページに掲載しているので、各自様式をダウンロードし、使用すること。また、インターネットを利用できない場合は、糸島市役所管財契約課窓口にて配布する。

12 支払条件について

前払金は有り、部分払については関係各課と協議のうえ決定するものとする。

13 入札に参加する者に必要な資格等の補足

公告の「2 入札に参加する者に必要な資格等」の「(5) 本件工事にかかる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。」について、次のとおり補足し

ます。

- (１) 本工事に係る設計業務等の受託者は、(株)m 3 建築事務所である。
- (２) 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者とは、次のいずれかに該当する者である。
 - (ア) 当該受託者又は建設業者が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該建設業者
 - (イ) 当該受託者及び建設業者がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該建設業者
 - (ウ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を兼ねている場合における当該建設業者